

警察庁行政手続サイトを通じて申請可能な
警察署長の駐車許可の申請の内容

(道路交通法第45条第1項及び第49条の5の規定により定められた都道府県公安委員会規則)

- 1 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
 - ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
 - ・ 運転者の追加又は変更の申請
 - ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請
- 2 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

※記載事項変更の取扱いはありませんので、1、2ともに新規申請時と同様の手続となります。